

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○ 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十七号）

改 正 案	現 行
<p>（水産動植物を採捕させる方法）</p> <p>第一条 遊漁船業の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二 条第一項に規定する農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法 とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 徒手採捕</p> <p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第四条第二項に規定する農林水産省令で定める書類は、次 に掲げる書類とする。</p> <p>一 遊漁船業者（法第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。以 下同じ。）の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」とい う。）が法人である場合にあつてはその役員（業務を執行する社 員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、遊漁 船業に関し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者である場 合にあつてはその法定代理人が法第六条第一項第一号から第五号 までに該当しない者であることを誓約する書面</p>	<p>（水産動植物を採捕させる方法）</p> <p>第一条 遊漁船業の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二 条第一項に規定する農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法 とする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 歩行徒手採捕</p> <p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第四条第二項に規定する農林水産省令で定める書類は、次 に掲げる書類とする。</p> <p>一 遊漁船業者（法第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。以 下同じ。）の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」とい う。）が法人である場合にあつてはその役員（業務を執行する社 員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、遊漁 船業に関し成年者と同じの能力を有しない未成年者である場合に あつてはその法定代理人が法第六条第一項第一号から第五号まで に該当しない者であることを誓約する書面</p>

二 登録申請者が選任した遊漁船業務主任者が第十条第一項各号に規定する要件に適合する者であることを証する書面及び同条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

三〇六 (略)

七 登録申請者が法人である場合にあつてはその役員、遊漁船業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に於てはその法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面

八 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の書面は、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し、実務経験又は実務研修を証する別記様式第三号による証明書、第十条第一項第三号に基づく修了証明書の写し及び同条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する別記様式第三号の二による書面とする。

(遊漁船業務主任者の選任の基準)

第十条 法第十二条に規定する農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件のすべてに適合する者であることとする。

一・二 (略)

三 遊漁船業務主任者を養成するための講習で農林水産大臣の定め

二 登録申請者が選任した遊漁船業務主任者が第十条第一項各号に規定する要件に適合する者であることを証する書面

三〇六 (略)

七 登録申請者が法人である場合にあつてはその役員、遊漁船業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合に於てはその法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面

八 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の書面は、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し、実務経験又は実務研修を証する別記様式第三号による証明書及び第十条第一項第三号に基づく修了証明書の写しとする。

(遊漁船業務主任者の選任の基準)

第十条 法第十二条に規定する農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件のすべてに適合する者であることとする。

一・二 (略)

三 遊漁船業務主任者を養成するための講習で農林水産大臣の定め

る基準に適合すると農林水産大臣が認めたものを修了した者であつて、修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の一月一日（当該交付を受けた日が一月一日である場合には、同日）から五年を経過していないものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。

一 法第十八条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から二年を経過しない者

二 法第六条第一項第一号から第六号までのいずれかに該当する者

（利用者名簿の備置き）

第二二条（略）

2 法第十四条に規定する農林水産省令で定める事項は、利用者に係る次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 遊漁船の利用の開始年月日時及び終了予定の年月日時

四（略）

五 緊急時における連絡先

る基準に適合すると農林水産大臣が認めたものを修了した者であつて、修了証明書の交付を受けた日から五年を経過していないものであること。

2 法第十八条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、遊漁船業務主任者となることができない。

（利用者名簿の備置き）

第二二条（略）

2 法第十四条に規定する農林水産省令で定める事項は、利用者に係る次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 遊漁船の利用の開始年月日及び終了予定の年月日

四（略）

別記様式第一号 (第三条関係)
表面 (略)

裏面		(A4)	
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	フリガナ 氏名 住所	郵便番号 (—)	電話番号 (—)
フリガナ 名 称		営業所の名称及び所在地	所在地 郵便番号 (—) 電話番号 (—)
法第12条に規定する者 (遊漁船業務主任者の氏名)	損害賠償措置 (機等渡し・船)		
フリガナ 遊漁船の名称	保険契約又は共済契約 の名称	てん補限度額 及び旅客定員	保険期間 (年 月 日 から 年 月 日まで)
他の都道府県知事の登録状況			
登録番号	登録番号	登録番号	登録番号

- 備考
- ※印のある欄には、記入しないこと。
 - 「新規・更新」については、不要なるものを消すこと。
 - 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。
 - 「損害賠償措置」の欄については、機等渡し(漁場における機、いかだの上その他漁場における遊漁船以外の場所を利用者を案内し水産動植物を採捕させる業務をいう。)の「有・無」について、不要なるものを消すこと。また、機等渡しを行う場合にあっては、これに係る漁場において利用者の生命又は身体について生じた損害を賠償するための保険契約又は共済保険の内容についても記載すること。

別記様式第一号 (第三条関係)
裏面 (略)

裏面		(A4)	
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	フリガナ 氏名 住所	郵便番号 (—)	電話番号 (—)
フリガナ 名 称	営業所の名称及び所在地	所在地 郵便番号 (—) 電話番号 (—)	
法第12条に規定する者 (遊漁船業務主任者の氏名)	損害賠償措置		
フリガナ 遊漁船の名称	保険契約又は共済契約 の名称	てん補限度額 及び旅客定員	保険期間 (年 月 日 から 年 月 日まで)
他の都道府県知事の登録状況			
登録番号	登録番号	登録番号	登録番号

- 備考
- ※印のある欄には、記入しないこと。
 - 「新規・更新」については、不要なるものを消すこと。
 - 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。
 - 「損害賠償措置」の欄については、漁場における機、いかだの上その他漁場における遊漁船以外の場所において利用者の生命又は身体について生じた損害を賠償するための保険契約又は共済保険に加入している場合にあっては、その内容についても記載すること。

誓 約 書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する
法律施行規則第10条第2項各号のいずれにも該当しない者
であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者 印

知事 殿

別記様式第四号 (第五条関係)

表面 (略)

(A4)

営業所の名称及び所在地		
フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号 () 電話番号 () -	
法第12条に規定する者 (遊漁船業務主任者) の氏名		
フリガナ 遊漁船の名称	損 害 賠 償 措 置 (機等渡し・無)	
保険契約又は共済契約 の名称	てん補限度額 及び旅客定員	保険期間 (年 月 日 から 年 月 日まで)

別記様式第四号 (第五条関係)

表面 (略)

(A4)

営業所の名称及び所在地		
フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号 () 電話番号 () -	
法第12条に規定する者 (遊漁船業務主任者) の氏名		
フリガナ 遊漁船の名称	損 害 賠 償 措 置	
保険契約又は共済契約 の名称	てん補限度額 及び旅客定員	保険期間 (年 月 日 から 年 月 日まで)

別記様式第七号 (第十四条関係)

← 25センチメートル (遊漁船に掲げる場
合にあっては16センチメートル) 以上 →

遊漁船業者登録票

氏名又は名称	
登録番号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業所の所在地	
遊漁船の名称	
遊漁船業務主任者の氏名	
損害賠償措置の保険期間	年 月 日から 年 月 日まで

40 センチメートル (遊漁船に掲げる場
合にあっては27センチメートル) 以上

備考

- 1 「遊漁船の名称」は、遊漁船に掲げる場合にあつては、当該遊漁船の名称のみとする。
- 2 「遊漁船業務主任者の氏名」は、遊漁船に掲げる場合にあつては、当該遊漁船に乗り組む遊漁船業務主任者の氏名のみとする。
- 3 「損害賠償措置の保険期間」は、遊漁船に掲げる場合にあつては、当該遊漁船に係る損害賠償措置の保険期間のみとする。

別記様式第七号 (第十四条関係)

← 25センチメートル以上 →

遊漁船業者登録票

氏名又は名称	
登録番号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業所の所在地	
遊漁船の名称	
遊漁船業務主任者の氏名	

40 センチメートル以上

備考

- 1 「遊漁船の名称」は、遊漁船に掲げる場合にあつては、当該遊漁船の名称のみとする。
- 2 「遊漁船業務主任者の氏名」は、遊漁船に掲げる場合にあつては、当該遊漁船に乗り組む遊漁船業務主任者の氏名のみとする。